

LAN型通信網サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、このLAN型通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりLAN型通信網サービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定事業者の事由等により、LAN型通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 LAN型通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はLAN型通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 LAN型通信網	LAN型通信網サービス卸（特定事業者が提供するLAN型通信網サービスを用いて当社がLAN型通信網サービスを提供するものをいいます。以下同じとします。）のために当社又は特定事業者が設置する電気通信設備
4 特定事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
5 LAN型通信網サービス	LAN型通信網を使用して行う電気通信サービス

6 LAN型通信網サービス取扱所	(1) LAN型通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりLAN型通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属LAN型通信網サービス取扱所	そのLAN型通信網サービスに関する契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）
8 取扱所交換設備	特定事業者の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
9 LAN型通信網契約	当社からLAN型通信網サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社とLAN型通信網契約を締結している者
11 契約者回線	LAN型通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 回線終端装置 (3) 中継局設備 (4) 県内中継回線 (5) 県間中継回線 (6) 特定事業者網接続回線 (7) その他当社又は特定事業者が必要により設置又は設定するLAN型通信網サービス卸に係る電気通信設備
13 中継局設備	取扱所交換設備であって収容局設備以外のもの
14 中継回線	取扱所交換設備相互間の電気通信回線
15 特定事業者網接続回線	特定事業者間を相互に接続する電気通信回線であって当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線及びこれと接続するための特定事業者の電気通信設備
16 収容LAN型通信網サービス取扱所	特定事業者によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているLAN型通信網サービス取扱所

17 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定事業者が設置するLAN型通信網サービス卸に係る電気通信設備（端末設備を除きます。）
18 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 LAN型通信網サービスの種類等

(LAN型通信網サービスの提供)

第4条 LAN型通信網サービスは、特定事業者のLAN型通信網サービスを利用して提供します。

2 LAN型通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はLAN型通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

ただし、LAN型通信網サービスは、特定事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

(LAN型通信網サービスの品目等)

第5条 LAN型通信網サービスには、次表に規定する品目及び細目(以下「品目等」といいます。)があります。

(1) 契約者回線の品目

種 類	内 容
1Mタイプ	最大1Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mタイプ	最大10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
1Gタイプ	最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの

(2) 県内中継回線の品目

種 類	内 容
10Mタイプ	最大10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	最大200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mタイプ	最大300Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mタイプ	最大400Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mタイプ	最大500Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mタイプ	最大600Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

700Mタイプ	最大700Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mタイプ	最大800Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mタイプ	最大900Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
1Gタイプ	最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの

(3) 県間中継回線の品目

種 類	内 容
10Mタイプ	最大10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mタイプ	最大20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mタイプ	最大30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mタイプ	最大40Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mタイプ	最大50Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	最大200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mタイプ	最大300Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mタイプ	最大400Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mタイプ	最大500Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
1Gタイプ	最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの

(4) 特定事業者網接続回線の品目

種 類	内 容
10Mタイプ	最大10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mタイプ	最大20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mタイプ	最大30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

40Mタイプ	最大40Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mタイプ	最大50Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	最大200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mタイプ	最大300Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mタイプ	最大400Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mタイプ	最大500Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
1Gタイプ	最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの

2 契約者回線及び回線終端装置の品目には、次表に規定する保守の態様による細目があります。

種 類	内 容
クラス1	契約者回線及び回線終端装置が二重化されているもの
クラス2	クラス1以外のもの

3 西日本エリアに係る契約者回線の品目には、次表に規定する通信の態様による細目があります。

種 類	内 容
プラン1	プラン2以外のもの
プラン2	L A N型通信網が通常状態にある場合に、契約者が指定する最低伝送速度（契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、かつL A N型通信網に余裕がある場合に契約者が別に指定する上限伝送速度（契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信が可能なもの

4 東日本エリアに係る県間中継網回線の品目には、次表に規定する通信の態様による細目があります。

種 類	内 容
-----	-----

タイプ 1	タイプ 1 以外のもの
タイプ 2	区域群（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に係る都道府県の区域から構成されるもの、又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県に係る都道府県の区域から構成されるものをいいます。以下、同じとします。）内のみの通信が可能なもの

（営業区域）

第 6 条 LAN型通信網サービスの営業区域は、別表 1（営業区域）に定めるところによります。

第3章 LAN型通信網契約

第2節 LAN型通信網契約

(契約の締結等)

第7条 当社は、法人等との間に限り、LAN型通信網契約を締結します。

2 当社は、1の契約者回線群（LAN型通信網内において相互に通信を行うことができるLAN型通信網サービスに係る契約者回線からなるグループをいいます。以下同じとします。）ごとに1のLAN型通信網契約を締結します。この場合において、当社は、1のLAN型通信網契約について、契約者が2以上の法人等（その法人等が、相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する場合に限り、）となるLAN型通信網契約を締結する場合があります。

(LAN型通信網契約申込の方法)

第8条 LAN型通信網契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、LAN型通信網契約の申込みをする者は第5条（LAN型通信網サービスの品目等）に規定する品目及び細目のうち、1の契約者回線等ごとに1つを選択していただきます。この場合において、第5条（LAN型通信網サービスの品目等）に規定する西日本エリアに係る契約者回線の細目の種類は、契約者回線群を構成する全ての契約者回線において同一としていただきます。

ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定事業者の電気通信設備の態様等により、選択できない品目及び細目があります。

2 前項の規定によりLAN型通信網契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(LAN型通信網契約申込の承諾)

第9条 当社は、LAN型通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、契約者回線の終端の場所が別表1（営業区域）に規定する営業区域内（収容LAN型通信網サービス取扱所を除きます。）となる場合に限り、その申込みを承諾します。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、そのLAN型通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) LAN型通信網契約の申込みをした者がLAN型通信網サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) LAN型通信網契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠っているとき。

(3) 第47条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) LAN型通信網契約の申込みをした者と当社との間で締結しているLAN型通

信網サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

- (5) 第8条（LAN型通信網契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、LAN型通信網契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (6) LAN型通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (7) 特定事業者がそのLAN型通信網契約の申込みを承諾しないとき。
- (8) 当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (9) その他当社が不相当と判断したとき。

（契約者識別番号）

第10条 LAN型通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第43条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、LAN型通信網サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、LAN型通信網サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者数の変更）

第11条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用を止めようとする者と連署した当社所定の契約申込書を契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第7条（契約の締結等）、第8条（LAN型通信網契約申込の方法）及び第9条（LAN型通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の増設又は廃止）

第12条 契約者は、契約者回線、県内中継回線、県間中継回線又は特定事業者網接続回線の増設又は廃止の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（LAN型通信網契約申込の方法）及び第9条（LAN型通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線終端装置の種類の変更）

第13条 契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（LAN型通信網契約申込の方法）及び第9条（LAN型通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（品目等の変更）

第14条 契約者は、当社が別に定めるところによりLAN型通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、西日本エリアに係る契約者回線の細目の種類の変更はできません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（LAN型通信網契約申込の方法）及び第9条（LAN型通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者の名称等の変更の届出）

第15条 契約者は、名称若しくは住所又は請求書の送付先に変更があったときは、そ

のことを速やかに所属LAN型通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属LAN型通信網サービス取扱所に届出がないときは、第10条（契約者識別番号）、第19条（当社が行うLAN型通信網契約の解除）、第28条（利用中止）及び第29条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている名称若しくは住所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発送したことをもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（LAN型通信網契約に係る名義変更）

第16条 契約者は、LAN型通信網契約に係る名義変更（名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属LAN型通信網サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、第9条（LAN型通信網契約申込の承諾）第4項の各号に該当する場合を除いて、これを承諾します。

4 前3項の規定にかかわらず、法人の合併若しくは分割（以下「合併等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属LAN型通信網サービス取扱所に請求していただきます。

(2) 当社は、承継する法人から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

(3) 前2号の場合において承継する法人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

5 LAN型通信網契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのLAN型通信網サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

（LAN型通信網サービスの利用の一時中断）

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、LAN型通信網サービスの利用一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者が行うLAN型通信網契約の解除）

第18条 契約者は、LAN型通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属LAN型通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行うLAN型通信網契約の解除）

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、そのLAN型通信網契約を解除することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、LAN型通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

- (2) LAN型通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実
に反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第15条（契約者の名称等の変更の届出）の規定に違反したとき並びにその規
定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のLAN型通信網
サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気
通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要
することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払
わないとき。
 - (5) 第47条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反したと当社が認めたと
き。
 - (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続
したとき。
 - (7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常が
ある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検
査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵
政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以
下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若し
くは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (8) 第37条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (9) 前8号のほか、この約款の規定に反する行為であってLAN型通信網サービス
に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は
及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、第29条（利用停止）第1項の規定によりLAN型通信網サービスの利用
を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのLAN型通信網
契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないと
きは、そのLAN型通信網契約を解除します。
 - 4 当社は、前2項の規定により、そのLAN型通信網契約を解除しようとするとき
は、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第20条 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(契約者からの契約者回線及び回線終端装置の設置場所の提供等)

第21条 契約者からの契約者回線及び回線終端装置の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

(1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び回線終端装置を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社がLAN型通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(収容LAN型通信網サービス取扱所の変更)

第22条 契約者回線等は、特定事業者の定めるところによりLAN型通信網サービス取扱所交換設備に収容されます。

2 特定事業者の事由により、収容LAN型通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

3 当社は、前項の規定によるほか、第43条（修理又は復旧）の規定により、収容LAN型通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

(契約者回線の移転)

第23条 契約者は、別表1（営業区域）に規定する営業区域において、そのLAN型通信網契約に係る営業区域内に限り契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の規定により移転の請求をする者は、当社が移転先住所を確認するための書類を提示していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第8条（LAN型通信網契約申込の方法）及び第9条（LAN型通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第5章 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

第24条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限り、以下同じとします。）を接続することができます。

2 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第25条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

第6章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第26条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

(1) その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) 特定事業者がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第27条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第25条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第7章 利用中止等

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、LAN型通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第30条（通信利用の制限等）の規定により、LAN型通信網サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりLAN型通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は特定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（LAN型通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったLAN型通信網サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのLAN型通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、LAN型通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき。
- (2) LAN型通信網サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第15条（一般契約者の名称等の変更の届出）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のLAN型通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第24条（自営端末設備の接続）、第25条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第26条（自営電気通信設備の接続）、第27条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、第47条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

- (8) 第 37 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (9) 前 8 号のほか、この約款の規定に反する行為であって LAN 型通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項各号の規定により LAN 型通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 通信

(通信利用の制限等)

第30条 LAN型通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定事業者の定めるところによります。

2 LAN型通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、LAN型通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第31条 当社が提供するLAN型通信網サービスの料金は、基本使用料、解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するLAN型通信網サービスの工事費は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第32条 契約者は、その契約に基づいて当社がその契約者回線、回線終端装置及び中継局設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又はそれぞれの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを、県内中継回線の提供を開始した日から起算して契約の解除又は廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを、県間中継回線又は特定事業者網接続回線の提供を開始した日から起算して契約の解除又はそれぞれの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを、要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等によりLAN型通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、LAN型通信網サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線についての料金

<p>を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 契約者の責めによらない理由により、LAN型通信網サービスについて、契約者の責めによらない理由により、中継局設備に係る全ての契約者回線の通信が全く利用できない状態が生じた場合(3欄又は4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継局設備の部分の料金</p>
<p>3 契約者の責めによらない理由により、LAN型通信網サービスについて、契約者の責めによらない理由により、県内中継回線、県間中継回線又は特定事業者網接続回線(以下中継回線等といいます。)において、LAN型通信網契約におけるその中継回線等に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線及び特定事業者接続回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継回線等の部分の料金</p>
<p>4 契約者回線の移転に伴って、その契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき。(契約者の都合により、契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線その他利用できなかった設備についての料金</p>

3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるLAN型通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 契約者は、当社と契約者との間で別段の合意がある場合を除き、次の各号の場合、当社が料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。また、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知を省略するものとします。

(1) 契約者が、株式会社NTTドコモ（以下、「NTTドコモ」といいます。）との間で締結している5G/Xi/FOMA契約の料金と併せての料金のお支払いを当社指定の方法により希望された場合(※1)（但し、NTTドコモと契約者との間で別段の合意がある場合を除きます(※2)）

(2) 契約者が、LAN型通信網サービス単体での料金のお支払いを希望された場合(※2)

6 前項の定めに従い料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、契約者は、当社が契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報に限りです。）並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限りです。）を当社が請求事業者へ提供することにつき、同意していただきます。但し、前項第1号に該当する場合は、当社からNTTドコモにこれらの情報が提供されること及びNTTドコモからNTTファイナンス株式会社（以下、「NTTファイナンス」といいます。）へ情報の提供がされることにつき同意していただきます。

7 第5項の定めに従い料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、契約者は、第5項の規定に基づき請求事業者へ譲渡された債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものに限りです。）が請求事業者から当社に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が請求事業者に代って契約者から取得したものと取り扱われます。但し、第5項第1号に該当する場合は、これらの情報が、NTTファイナンスからNTTドコモへ提供されること及び株式会社NTTドコモから当社へ提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が、NTTファイナンスおよびNTTドコモに代って契約者から取得したものと取り扱われます。

(※1)請求事業者は、NTTファイナンスを指します。料金その他の債務に係る債権は当社からNTTドコモに譲渡され、更にNTTドコモからNTTファイナンスへ譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTファイナンスが定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約によるものとします。なお、NTTファイナンスから契約者への請求書の送付をもってNTTファイナンスがNTTドコモに代って債権譲渡を通知したものと取り扱うものとします。

(※2)請求事業者は、NTTドコモを指します。料金その他の債務に係る債権は当社からNTTドコモに譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTドコモが定める「NTTコミュニケーションズご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約によるものとします。

(解約金の支払義務)

第33条 契約者は、そのLAN型通信網サービス契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がそのLAN型通信網サービス契約を解除したときは、料金表第1表第2（解約金）に規定する料金の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第34条 契約者は、LAN型通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのLAN型通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第35条 契約者は、LAN型通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算等）

第36条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。

ただし、料金表第1表（料金）から第3表（その他のサービスに関する料金等）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第5節 預託金

（預託金）

第37条 契約者又はLAN型通信網契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、LAN型通信網サービスの利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) LAN型通信網契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) LAN型通信網契約に係る名義変更の承認を請求したとき。
 - (3) 第29条（利用停止）第1項第1号若しくは第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、1契約当たり100万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。

- 4 当社は、LAN型通信網契約の解除、LAN型通信網契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のLAN型通信網契約に基づき支払うべき額又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約に基づき支払うべき額があるときは、当社の定める方法により返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第6節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第38条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 10 章 保守

(当社の維持責任)

第 40 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者等の維持責任)

第 41 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 42 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が指定する LAN 型通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 43 条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、特定事業者が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定事業者がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定事業者の定めるところによります。

3 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 LAN 型通信網サービス取扱所又はその経路が変更されることがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 44 条 当社は、LAN型通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのLAN型通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

区 別	賠償する額
1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線の料金
2 LAN型通信網サービスについて、その中継局設備に係る全ての契約者回線の通信が全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継局設備の部分の料金
3 LAN型通信網サービスの中継回線等について、LAN型通信網契約におけるその中継回線等に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線及び特定事業者接続回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合（その他社中継回線を全く利用することに起因して、その中継回線等に係る通信を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継回線等の部分の料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりLAN型通信網サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第45条 当社は、LAN型通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第46条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、特定事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第47条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) LAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) LAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、LAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) LAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 電気通信設備に著しく負荷を与える等により、その他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。

(7) LAN型通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

(プライバシーポリシー)

第48条 当社は、契約者に関する情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより契約者に関する情報を取り扱います。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページ等において公表します。

3 前項までの規定によるほか、当社は、契約者に関する情報の特定事業者への通知に関する方針を定めます。

4 契約者は、前項に規定する方針により、特定事業者へ契約者に関する情報を通知することにあらかじめ同意するものとします。

(約款の揭示)

第49条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページ又は当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所において揭示することとします。

(合意管轄)

第50条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第51条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(その他)

第52条 LAN型通信網契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のおりとしてします。

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線等の提供の開始又は契約者回線等の増設があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日により契約の解除又は契約者回線等の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線等の提供の開始又は契約者回線等の増設があった場合であって、その日にその契約の解除又はその契約者回線等の廃止があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日により品目等の変更により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第 32 条（基本使用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 32 条第 2 項第 3 号の表の 1 欄から 3 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務について、当社が指定する LAN 型通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 第 32 条（基本使用料の支払義務）から第 35 条（工事費の支払義務）までの規定の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。
- 11 当社は、前項の規定により料金その他の債務の減免を行ったときは、関係のLAN型通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)基本使用料の適用	<p>ア 契約者回線等の部分の基本使用料は、1の契約者回線等ごとに適用します。</p> <p>イ 中継局設備の部分の基本使用料は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所が属する当社が別に定める区域及び同一の当社が別に定める区域に属する契約者回線の符号伝送速度及び上限伝送速度の合計値が1Gb/sまでごとに適用します。</p> <p>ウ 県内中継回線の部分の基本使用料は、契約者回線の終端の場所が属する当社が別に定める区域が複数である場合又は特定事業者接続回線との間の通信を行う場合に適用します。この場合において、県内中継回線の部分の基本使用料は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所が属する当社が別に定める区域ごとに適用します。</p> <p>エ 県間中継回線の部分の基本使用料は、契約者回線の終端の場所が複数の都道府県の区域である場合又は特定事業者接続回線との間の通信を行う場合に適用します。この場合において、県間中継回線の部分の基本使用料は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所が属する都道府県の区域ごとに適用します。</p> <p>オ 特定事業者網接続回線は、特定事業者間を相互に接続する電気通信回線との間の通信を行う場合に、1のLAN型通信網契約ごとに適用します。</p>
(2)サービスの品質(遅延時間SLA)に係る基本使用料の減額適用	<p>ア 当社はLAN型通信網サービスについて、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1暦月における遅延時間(その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間(そのLAN型通信網サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。)の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その暦月の基本使用料については、2(料金額)に規定する基本使用料の額(契約者回線、中継局設備及び県内中継回線の部分に限ります。)に0.03を乗じた額を減額して適用します。</p> <p>イ 当社はLAN型通信網サービス(そのLAN型通信</p>

	<p>網契約に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は特定事業者接続回線との間で可能であるものに限ります。) について、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における1暦月における遅延時間(その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間(そのLAN型通信網サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。)の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月の基本使用料については、2(料金額)に規定する基本使用料の額(契約者回線、中継局設備及び、県内中継回線、県間中継回線及び特定事業者網接続回線の部分に限ります。)に0.10を乗じた額を減額して適用します。</p> <p>ウ 当社はイに規定する減額が適用される場合は、アに規定する減額を適用しません。</p> <p>エ ア及びイに規定する測定及び減額適用は、東日本エリア、西日本エリアごとに行うものとします。</p>												
<p>(3)サービスの品質(稼働率SLA)に係る基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、LAN型通信網サービスについて、イに規定する1暦月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その暦月の基本使用料については、2(料金額)に規定する基本使用料の額に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="603 1182 1299 1641"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上98.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上95.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1暦月における稼働率は、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。</p>	稼働率	減額率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上98.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%
稼働率	減額率												
99.8%以上99.99%未満	1%												
98.0%以上99.8%未満	3%												
95.0%以上98.0%未満	10%												
90.0%以上95.0%未満	20%												
90.0%未満	100%												

	<div style="text-align: center;"> <p>LAN型通信網サービスに係る契約者回線が次の各号のいずれかに該当する時間（当社がそのことを知った時刻から起算した時間とします。）について、特定事業者が提供するLAN型通信網サービスに係るすべての契約者回線におけるその暦月の総和</p> </div> $= \frac{1 - \text{当社がLAN型通信網サービスに係る契約者回線の提供を開始した日から起算してその契約者回線を廃止した日までの日数のうちその暦月に係る日数を分数に換算した時間について、特定事業者が提供するLAN型通信網サービスに係るすべての契約者回線におけるその暦月の総和}}{\text{当社がLAN型通信網サービスに係る契約者回線の提供を開始した日から起算してその契約者回線を廃止した日までの日数のうちその暦月に係る日数を分数に換算した時間について、特定事業者が提供するLAN型通信網サービスに係るすべての契約者回線におけるその暦月の総和}} \times 100$ <p>(ア) そのLAN型通信網サービスに係る契約者の責めによらない理由により、そのLAN型通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（その契約者回線の移転に伴う場合、当社がそのLAN型通信網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知した場合又は当社が提供する端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。）） そのLAN型通信網サービスに係る契約者の</p>
--	---

	<p>責めによらない理由により、そのLAN型通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（その契約者回線の移転に係る終端の場所の変更に伴う場合及び当社がそのLAN型通信網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。）</p> <p>(イ) 当社の故意又は重大な過失によりそのLAN型通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合</p> <p>ウ 1 暦月におけるアの規定による減額（その暦月において、(2)サービスの品質（遅延時間SLA）に係る基本使用料の減額適用に規定する減額を適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。）は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p>その暦月の基本使用料</p> <p>(イ) その暦月がLAN型通信網サービスの提供を開始した暦月であって、暦月の初日以外の日にそのLAN型通信網サービスの提供を開始した場合（その暦月において、(2)サービスの品質（遅延時間SLA）に係る基本使用料の減額適用に規定する減額を適用される場合に限り、その暦月及び翌暦月の基本使用料の合計額</p> <p>エ ア、イ及びウに規定する測定及び減額適用は、東日本エリア、西日本エリアごとに行うものとします。</p>
--	--

(4)サービスの品質(故障回復時間SLA)に係る基本使用料の減額適用

ア 当社は、LAN型通信網サービスについて、そのLAN型通信網サービスに係る契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態(その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合(第32条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表の1(第28条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がそのLAN型通信網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知した場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)、中継局設備に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合(第32条第2項第3号の表の2(第28条第1項の規定に該当する場合に、当社がそのLAN型通信網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)又は中継回線等に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(第32条第2項第3号の表の3(第28条第1項の規定に該当する場合に、当社がそのLAN型通信網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、10分以上その状態が連続したときに、第32条第2項第3号の表の1、2又は3の規定により支払いを要することとなる基本使用料に代えて、イに規定する料金(以下この欄において「SLA基準額」といいます。)からウに規定する料金(以下この欄において「SLA料金額」といいます。)を減額した額を適用します。

イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。

区分	SLA基準額
1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合	その契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における暦月のその契約者回線及び回線終端装置に係る基本使用料(料金表通則2(料金の計算方法等)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額とします。以下この欄において同じとします。)

	2 その中継局設備に係る全ての契約者回線の通信が全く利用できない状態が生じた場合	その中継局設備に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における暦月のそのLAN型通信網契約に係る中継局設備の基本使用料
	3 その中継回線等について、LAN型通信網契約におけるその中継回線等に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線及び特定事業者接続回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合	その中継回線等について、そのLAN型通信網通信契約におけるその中継回線等に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線及び特定事業者接続回線との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における暦月のそのLAN型通信網契約に係る中継回線等の基本使用料

ウ SLA料金額は、SLA基準額に次表に規定するSLA減額率を乗じて得た額とします。

ただし、1暦月におけるSLA料金額（その暦月において、(2)サービスの品質（遅延時間SLA）に係る基本使用料の減額適用又は（3）サービスの品質（稼働率SLA）に係る基本使用料の減額適用に規定する減額を適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。）は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その暦月の基本使用料

(イ) その暦月がLAN型通信網サービスの提供を開始した暦月であって、暦月の初日以外の日にそのLAN型通信網サービスの提供を開始した場合

その暦月及び翌暦月の基本使用料の合計額

アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	SLA減額率	
	契約者回線及び回線終端装置に係る部分	左記以外の基本使用料

	クラス 1のもの	クラス 2のもの	
10分以上1時間未満	30%	—	—
1時間以上2時間未満	40%	10%	10%
2時間以上4時間未満	50%	20%	20%
4時間以上6時間未満	60%	30%	30%
6時間以上8時間未満	70%	40%	40%
8時間以上48時間未満	80%	50%	50%
48時間以上	100%	100%	100%

エ ア、イ及びウの規定により算出したSLA料金額が第32条第2項第3号の表の1、2又は3の規定により支払いを要しない料金として算出した額及びこの表の欄又は欄の規定による減額が適用される場合のその減額される額を合算した額に満たない場合には、ア、イ及びウの規定にかかわらず、第32条第2項第3号の定めるところによります。

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1 東日本エリアに係るもの

区 分		料 金 額
		次の税込額
1Mタイプ	クラス1	33,000円
	クラス2	16,500円
10Mタイプ	クラス1	41,800円
	クラス2	25,300円
100Mタイプ	クラス1	66,000円
	クラス2	44,000円
1Gタイプ	クラス1	275,000円
	クラス2	236,500円

2-1-2 西日本エリアに係るもの

(1) プラン1に係るもの

区 分		料 金 額
		次の税込額
1Mタイプ	クラス1	28,600円
	クラス2	14,300円
10Mタイプ	クラス1	42,900円
	クラス2	26,400円
100Mタイプ	クラス1	121,000円
	クラス2	99,000円

1Gタイプ	クラス1	434,500円
	クラス2	396,000円

(2)プラン2に係るもの

区 分			料 金 額	
			次の税込額	
1Mタイプ	0.1Mb/s	クラス1	26,840円	
		クラス2	13,420円	
	0.2Mb/s	クラス1	27,060円	
		クラス2	13,530円	
	0.3Mb/s	クラス1	27,280円	
		クラス2	13,640円	
	0.4Mb/s	クラス1	27,500円	
		クラス2	13,750円	
	0.5Mb/s	クラス1	27,610円	
		クラス2	13,860円	
	10Mタイプ	0.5Mb/s	クラス1	28,600円
			クラス2	14,850円
1Mb/s		クラス1	29,700円	
		クラス2	15,400円	
2Mb/s		クラス1	32,450円	
		クラス2	16,720円	
3Mb/s		クラス1	34,540円	

		クラス 2	18,040円
	4 Mb / s	クラス 1	35,750円
		クラス 2	19,250円
	5 Mb / s	クラス 1	36,960円
		クラス 2	20,460円
	6 Mb / s	クラス 1	38,170円
		クラス 2	21,670円
	7 Mb / s	クラス 1	39,380円
		クラス 2	22,880円
	8 Mb / s	クラス 1	40,590円
		クラス 2	24,090円
	9 Mb / s	クラス 1	41,800円
		クラス 2	25,300円
20Mタイプ	10Mb / s	クラス 1	43,560円
		クラス 2	27,060円
40Mタイプ	20Mb / s	クラス 1	55,990円
		クラス 2	33,990円
100Mb / s	1 Mb / s	クラス 1	33,000円
		クラス 2	18,700円
	2 Mb / s	クラス 1	35,750円
		クラス 2	20,020円
	3 Mb / s	クラス 1	37,840円
		クラス 2	21,340円

	5M b / s	クラス 1	40,260円
		クラス 2	23,760円
	10M b / s	クラス 1	46,200円
		クラス 2	29,700円
	20M b / s	クラス 1	57,640円
		クラス 2	35,640円
	30M b / s	クラス 1	65,010円
		クラス 2	43,010円
	40M b / s	クラス 1	72,380円
		クラス 2	50,380円
	50M b / s	クラス 1	79,750円
		クラス 2	57,750円
	60M b / s	クラス 1	87,120円
		クラス 2	65,120円
	70M b / s	クラス 1	95,590円
		クラス 2	73,590円
	80M b / s	クラス 1	104,060円
		クラス 2	82,060円
	90M b / s	クラス 1	112,530円
		クラス 2	90,530円
1000M b / s	10M b / s	クラス 1	61,050円
		クラス 2	44,550円
	20M b / s	クラス 1	72,490円

		クラス 2	50,490円
30M b / s		クラス 1	79,860円
		クラス 2	57,860円
50M b / s		クラス 1	94,600円
		クラス 2	72,600円
100M b / s		クラス 1	136,400円
		クラス 2	114,400円
200M b / s		クラス 1	183,700円
		クラス 2	145,200円
300M b / s		クラス 1	215,600円
		クラス 2	177,100円
400M b / s		クラス 1	246,400円
		クラス 2	207,900円
500M b / s		クラス 1	278,300円
		クラス 2	239,800円

2-2 回線終端装置に係るもの

区 分		料 金 額	
		次の税込額	
		東日本エリアに 係るもの	西日本エリアに 係るもの
下記以外のもの	クラス 1	2,200円	2,200円
	クラス 2	1,100円	1,100円

1Gタイプのもの	クラス1	11,000円	11,000円
	クラス2	5,500円	5,500円

2-2 中継局設備に係るもの

区 分	料 金 額	
	次の税込額	
	東日本エリアに係るもの	西日本エリアに係るもの
中継局設備に係るもの	110,000円	155,100円

2-3 県内中継回線に係るもの

区 分	料 金 額	
	次の税込額	
10Mタイプ	88,000円	
100Mタイプ	132,000円	
200Mタイプ	264,000円	
300Mタイプ	396,000円	
400Mタイプ	528,000円	
500Mタイプ	660,000円	
600Mタイプ	792,000円	
700Mタイプ	924,000円	

800Mタイプ	1,056,000円
900Mタイプ	1,188,000円
1Gタイプ	1,320,000円

2-4 県間中継回線に係るもの

2-4-1 東日本エリアに係るもの

区 分	料 金 額	
	次の税込額	
	タイプ1に 係るもの	タイプ2に 係るもの
100Mタイプ	132,000円	44,000円
200Mタイプ	220,000円	77,000円
300Mタイプ	330,000円	88,000円
400Mタイプ	440,000円	99,000円
500Mタイプ	550,000円	110,000円
1000Mタイプ	660,000円	198,000円
2000Mタイプ	990,000円	220,000円
3000Mタイプ	1,430,000円	330,000円
4000Mタイプ	1,870,000円	440,000円
5000Mタイプ	2,310,000円	550,000円
1Gタイプ	2,750,000円	1,100,000円

2-4-2 西日本エリアに係るもの

区 分	料 金 額
-----	-------

	次の税込額
10Mタイプ	132,000円
20Mタイプ	220,000円
30Mタイプ	330,000円
40Mタイプ	440,000円
50Mタイプ	550,000円
100Mタイプ	660,000円
200Mタイプ	990,000円
300Mタイプ	1,430,000円
400Mタイプ	1,870,000円
500Mタイプ	2,310,000円
1Gタイプ	2,750,000円

2-5 特定事業者接続回線に係るもの

区分	料金額
	次の税込額
10Mタイプ	88,000円
20Mタイプ	110,000円
30Mタイプ	220,000円
40Mタイプ	330,000円
50Mタイプ	440,000円

100Mタイプ	550,000円
200Mタイプ	660,000円
300Mタイプ	770,000円
400Mタイプ	880,000円
500Mタイプ	990,000円
1Gタイプ	1,100,000円

第2 解約金

解約金の適用	
(1)解約金の適用	<p>ア 当社がそのLAN型通信網契約に基づき契約者回線の提供を開始した日から起算して1年が経過することとなる前にLAN型通信網契約の解除があった場合は、その残余の期間に対応する基本使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 契約者回線、回線終端装置、中継局設備基本使用料、県内中継回線、県間中継回線及び特定事業者接続回線の品目の変更、廃止又はその他の契約内容の変更があった場合は、変更前の契約者回線、回線終端装置、中継局設備基本使用料、県内中継回線、県間中継回線及び特定事業者接続回線のそれぞれの基本使用料の額から変更後の基本使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ ア又はイの場合に、その契約者回線の設置場所において、契約者回線等の品目の変更、新設又は廃止その他契約内容の変更を同時に行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線、回線終端装置、中継局設備基本使用料、県内中継回線、県間中継回線及び特定事業者接続回線に係る基本使用料をそれぞれ合算して行います。</p>
(2)解約金の適用除外	<p>契約者は、工事（最初の工事であると当社が認める場合に限り。）の着手前にその契約を解除したときは、(1)解約金の適用の規定にかかわらずその解約金の支払いを要しません。</p>

第3 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用									
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約事務手数料</td> <td>L A N型通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>イ 契約者数変更手数料</td> <td>契約者数の変更があったときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ウ 名義変更手数料</td> <td>L A N型通信網サービスに係る名義変更（相続等に伴うものを除きます。）があったときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア 契約事務手数料	L A N型通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ 契約者数変更手数料	契約者数の変更があったときに支払いを要する料金	ウ 名義変更手数料	L A N型通信網サービスに係る名義変更（相続等に伴うものを除きます。）があったときに支払いを要する料金
	料金種別	内 容							
	ア 契約事務手数料	L A N型通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
イ 契約者数変更手数料	契約者数の変更があったときに支払いを要する料金								
ウ 名義変更手数料	L A N型通信網サービスに係る名義変更（相続等に伴うものを除きます。）があったときに支払いを要する料金								
(2) 手続きに関する料金の減免	当社は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。								

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税込額
(1) 契約事務手数料	1 契約ごとに	2,200円
(2) 契約者数変更手数料	1 契約ごとに	2,200円
(3) 名義変更手数料	1 契約ごとに	2,200円

第2表 工事費

区 分	工 事 費 の 額
LAN型通信網サービスに関する工事費	別に算定する実費

別表 営業区域

L A N型通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都道府県の区域	
東日本エリアに係るもの	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県
西日本エリアに係るもの	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

附則

(実施期日)

1 この契約約款は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 NTTドコモが次の表の左欄の契約約款（以下「旧契約約款」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この契約約款実施の日において、次の表の右欄の契約約款（以下「新契約約款」といいます。）の規定によるものとします。

旧契約約款 (NTTドコモ)	新契約約款 (当社)
L A N型通信網サービス契約約款	L A N型通信網サービス契約約款

3 この契約約款実施前に、お客様がNTTドコモに対し旧契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、新契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。